

前橋市介護保険事業の特徴について

令和5年10月26日

1. 地域分析の目的等

比較地域の選定

■ 目的

- 見える化システムを活用した地域間比較を行うことで、前橋市の特徴や課題を把握する。

■ 比較対象

- 全国平均
- 群馬県平均
- 高崎市
- 群馬県に隣接する県に所在する人口規模が30万人台の中核市
いわき市、川越市、長野市

	前橋市	高崎市	いわき市	川越市	長野市
人口(人)	332,149	372,973	332,931	354,571	372,760
高齢者数(人)	96,390	105,034	102,319	89,061	108,243
高齢化率(%)	29.0	28.2	30.7	25.1	29.0
前期高齢者割合(%)	48.2	48.4	49.6	49.8	45.9
後期高齢者割合(%)	51.8	51.6	50.4	50.2	54.1

(出典)国勢調査(令和2年)

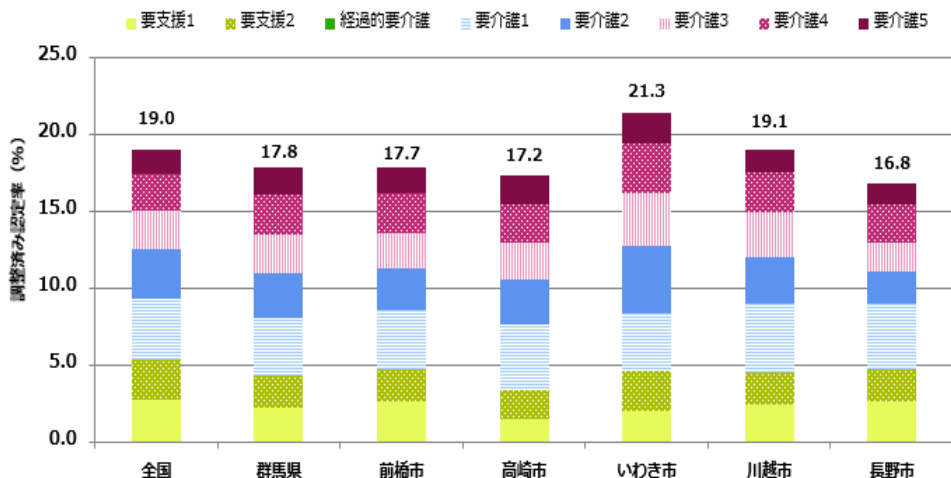
2. 認定の状況

認定率

■ 調整済み認定率※(令和4年度)

- 全国平均と比べると、前橋市の調整済み認定率は低い。
- 群馬県平均や比較対象自治体と比較すると、認定率は同程度であり、また、要介護度別に見ても、認定率は同程度で、適正な認定ができていると考えられる。

調整済み認定率(要介護度別)(令和4年(2022年))



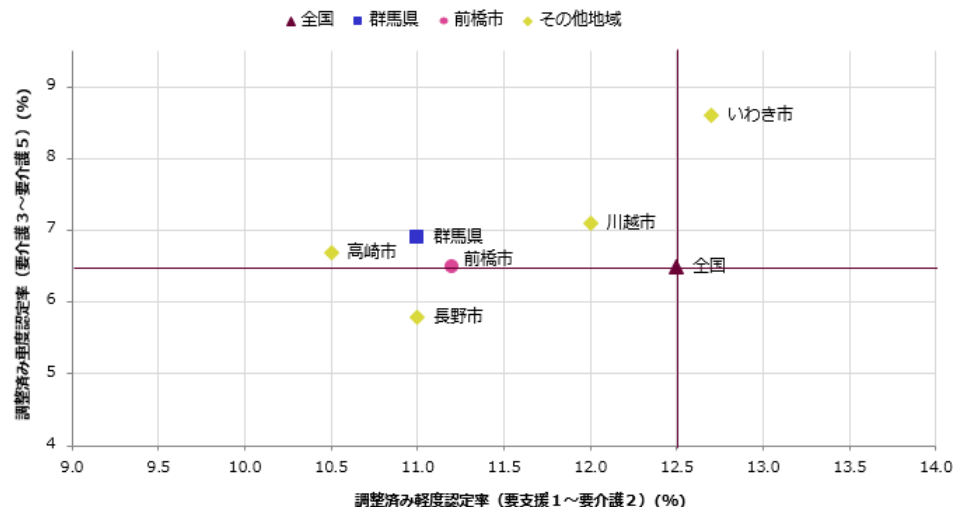
(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

■ 重度認定率と軽度認定率の分布(令和4年度)

- 重度認定率は全国平均程度である。軽度認定率については全国平均よりも低くなっているが、群馬県平均との比較では同程度である。
- 軽度認定率が低いのは、総合事業その他の介護予防事業の効果も一つの要因として考えられる。

調整済み重度認定率と調整済み軽度認定率の分布



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)および総務省「住民基本台帳人口・世帯数」

※認定率の多寡に影響を及ぼす第1号被保険者の性・年齢構成の影響を除外した認定率

3. 給付の状況

サービス種別の定義

■ 在宅サービス

- 訪問サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- 通所サービス：通所介護、通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護
- 短期入所サービス：短期入所生活介護(ショートステイ)、短期入所療養介護
- その他：居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修費支給
小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

■ 居住系サービス

- 特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

■ 施設サービス

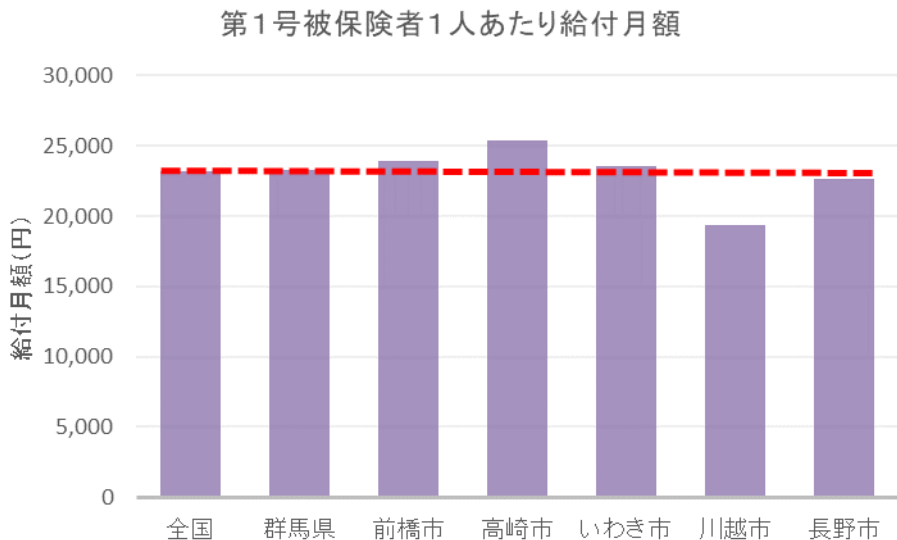
- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
介護老人保健施設、介護医療院

3. 給付の状況

第1号被保険者1人あたり給付月額

■ 全サービス合計(令和4年度)

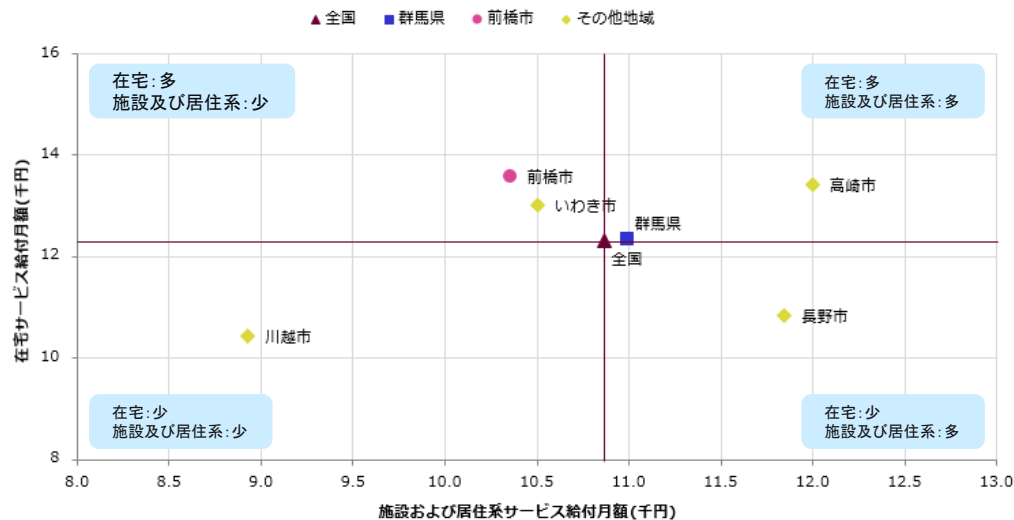
- 第1号被保険者1人あたりの給付月額は、全国平均程度である。
- 前橋市の認定率が全国平均より低いことを考えると受給者1人あたりの給付額は全国平均より多い状況である。



■ サービス系列別分布(令和4年度)

- 在宅サービスの給付月額は全国平均より多く、比較対象自治体の中では一番多い状況である。
- 施設及び居住系サービスの給付月額は全国平均より少なく、比較対象自治体の中では二番目に少ない状況である。

第1号被保険者1人あたり給付月額(在宅サービス・施設および居住系サービス)



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

3. 給付の状況

在宅サービスの利用状況

■ 在宅サービスの利用状況(令和4年度)

在宅サービスの利用状況について、令和2年度に実施した地域分析と同様に、以下の傾向が見られた。

- 前橋市の在宅サービスの第1号被保険者1人あたりの給付月額が、全国平均より多いサービス
 - ・ 通所介護
 - ・ 訪問看護

- 前橋市の在宅サービスの第1号被保険者1人あたりの給付月額が、全国平均より少ないサービス
 - ・ 訪問介護
 - ・ 訪問リハビリテーション
 - ・ 短期入所生活介護(ショートステイ)

3. 給付の状況

在宅サービス(通所系サービス)

■ 通所介護

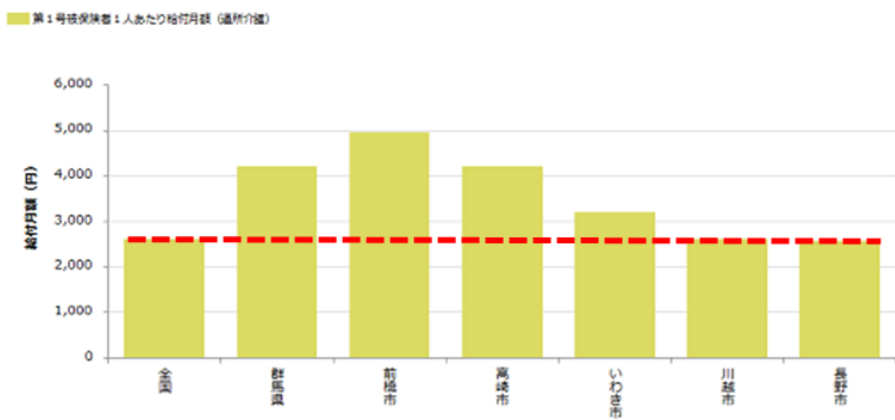
● 現状

- 第1号被保険者1人あたりの給付月額と比較対象自治体で一番多い状況であり、全国平均の約1.9倍となっている。
- 受給者1人あたりの利用回数についても全国平均よりも約1.3倍多く、要介護度別の受給率も全国平均より高い。
- 人口10万人あたりのサービス提供事業所数も、比較対象自治体で一番多い状況であり、全国平均の約2倍となっている。
- 上記の状況から、群馬県内の各自治体でも前橋市と同様の傾向が見られる。

● 課題

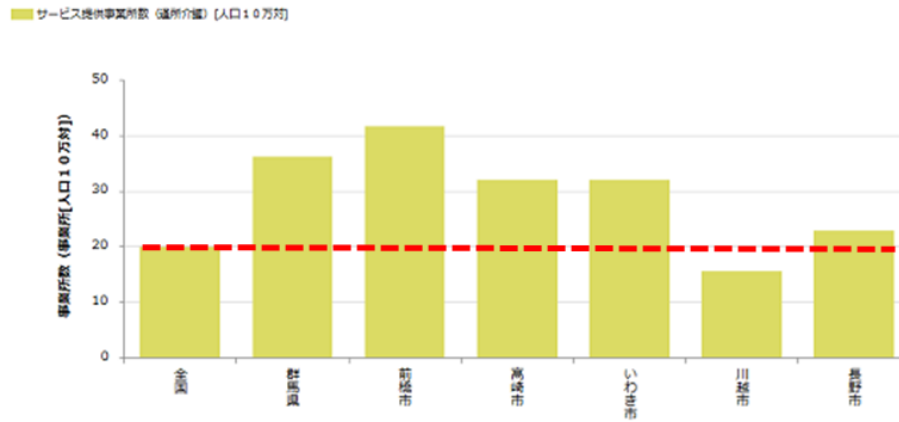
- サービス提供事業所数が全国平均の約2倍で、それに伴い給付月額も全国平均より高い傾向が見られることから、適切なサービスとなっているか、継続して分析していく必要がある。

第1号被保険者1人あたり給付月額(通所介護)



(特記) 令和4年(2022年)
(出所) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和4.5年度のみ「介護保険事業状況報告」年報)

サービス提供事業所数(通所介護)



(特記) 令和3年(2021年)
(出所) 厚生労働省「介護保険給付データベース」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

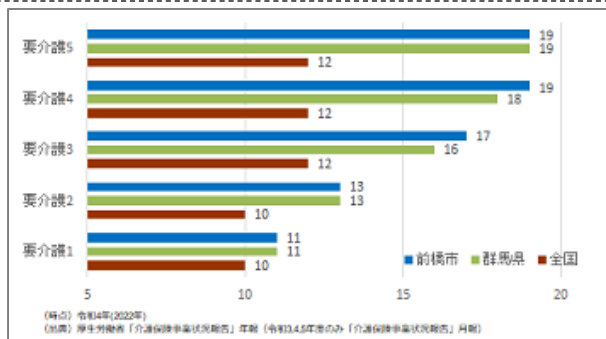
3. 給付の状況

在宅サービス(通所系サービス)

■ 通所介護の利用状況

● 1か月の受給者1人あたりの利用回数

- 要介護1～要介護5まで1人あたりの利用回数は全国平均を大きく上回っている。(1回～7回)
- 事業所の設置場所は、全体の約50%が高齢者住まい等の同一建物内に設置されており、約12%は同一敷地内に設置されている。



● 事業所の設置場所

設置場所	事業所数	割合
その他一般	54	39.4%
高齢者住まい等同一建物内	67	48.9%
高齢者住まい等同一敷地内	16	11.7%
合計	137	

(時点)令和5年6月末時点(休止事業所は除く)

● 利用人数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
在宅利用	1,330	876	486	407	209	3,308
	40.2%	26.5%	14.7%	12.3%	6.3%	100.0%
高齢者向け 住まい等	183	234	265	353	201	1,236
	14.8%	18.9%	21.4%	28.6%	16.3%	100.0%
計	1,513	1,110	751	760	410	4,544

(出典)利用人数・利用回数:令和5年6月サービス提供分の給付実績データから集計
※高齢者向け住まい等は「同一建物減算が算定されているもの」を集計したため、
高齢者向け住まい等の同一敷地内に通所介護事業所がある場合は含まれない。

- 在宅利用者は、軽度者の利用が約7割を占めており、要介護度が上昇するにつれて、利用人数の割合は減少している。
- 高齢者向け住まい等入居者(住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)は、どの介護度でも平均的に利用されており、特に要介護3・要介護4の利用が顕著である。

● 1か月の受給者1人あたりの利用回数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
在宅利用	10.3	11.5	14.1	16.0	17.5	12.3
高齢者向け 住まい等	16.3	18.3	21.1	22.1	21.3	20.2
全体	11.0	12.9	16.6	18.8	19.4	14.5

利用回数の特徴

- 在宅利用者のうち軽度者は、平均して1週間に2回～3回、重度者になると3回～4回利用している状況である。
- 上表の在宅利用者には、高齢者向け住まい等入居者が同一敷地内の通所介護事業所を利用している場合が含まれるため、本来の在宅利用者の平均利用回数は、もう少し減少すると考えられる。
- 高齢者向け住まい等入居者は、要介護度別に関わらず、平均して1週間に4回～5回利用している。

【施策の方向性】

- 高齢者向け住まい等入居者(住宅型有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)に焦点を当てたケアプラン点検の実施

3. 給付の状況

在宅サービス(訪問系サービス)

■ 訪問介護

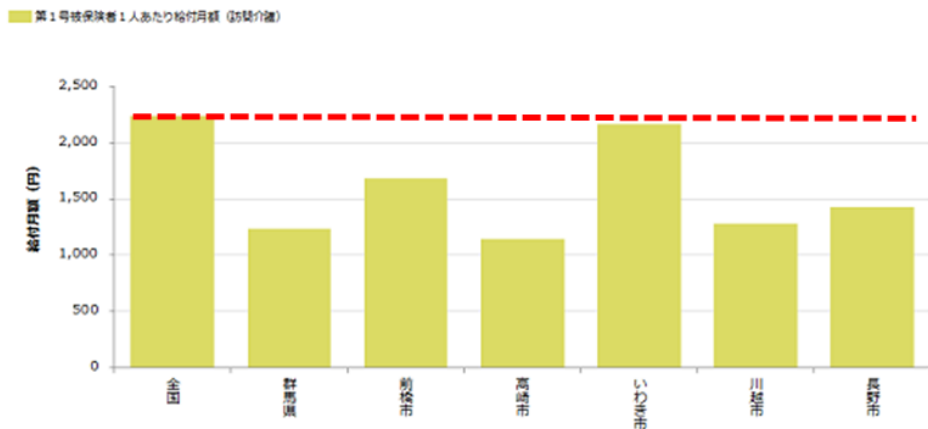
● 現状

- 第1号被保険者1人あたりの給付月額是全国平均の8割弱程度であるものの、群馬県内の自治体で比較すると、給付月額は多い状況となっている。
- 人口10万人あたりのサービス提供事業所数は、群馬県内平均よりやや多く、全国平均とは同程度である。
- 国の介護給付費分科会資料では、全国的には利用者数が年々増加している傾向がある。

● 課題

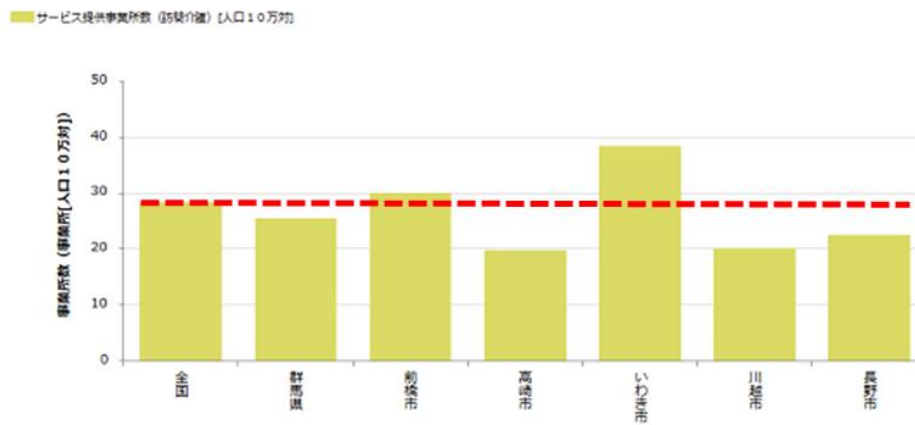
- 訪問介護の需要増加の傾向が見られる一方、訪問介護員の人手不足といわれる中で、一定のサービス供給量を確保し、安定的にサービスを提供する必要がある。

第1号被保険者1人あたり給付月額（訪問介護）



(注) 令和4年(2022年)
(出所) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3、4、5年度のみ「介護保険事業状況報告」月額)

サービス提供事業所数（訪問介護）



(注) 令和3年(2021年)
(出所) 厚生労働省「介護保険給付データベース」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

3. 給付の状況

在宅サービス(訪問系サービス)

■ 訪問介護事業所の状況

● 事業所の設置場所

設置場所	事業所数	割合
その他一般	65	63.7%
高齢者住まい等同一建物内	33	32.4%
高齢者住まい等同一敷地内	4	3.9%
合計	102	

(時点)令和5年6月末時点(休止事業所は除く)

● 事業所の規模(常勤換算)

訪問介護員	事業所数	割合
2.5-4.9	49	48.0%
5-9.9	39	38.2%
10-14.9	10	9.8%
15-	4	3.9%
合計	102	

(時点)令和5年6月末時点(休止事業所は除く)

(出典)利用回数:令和5年6月サービス提供分の給付実績データから集計
※高齢者向け住まい等は「同一建物減算が算定されているもの」を集計したため、同一建物内と同一敷地内に訪問介護事業所がある場合は減算対象のため、高齢者向け住まい等に含まれる。
なお、減算対象には、同一建物・同一敷地内ではなく、訪問介護事業所における利用者が同一建物に20人以上居住する建物の場合も含まれる。

● 1か月の受給者1人あたりの利用回数

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
在宅利用	10.0	12.5	17.5	21.9	33.2	15.3
高齢者向け住まい等	12.4	15.1	26.2	33.6	40.9	26.7
全体	10.4	13.2	21.3	27.9	37.1	19.2

- 事業所の設置場所は、全体の約32%が高齢者住まい等同一建物内に設置されており、約4%は同一敷地内に設置されている。
- 全国平均より事業所数は多く、高齢者住まい等周辺以外に設置された一般の事業所の割合は63.7%である。
- 通所介護の傾向と同様に、高齢者向け住まい等入居者の利用回数は、在宅利用者に比べて多く、要介護3以上では月10回以上多く、要介護3以上の利用は、平均すると週6回～9回で、毎日または1日複数回、サービスを利用している。
- 訪問介護員が常勤換算で5未満の事業所は約5割を占めており、10未満になると全体の85%を超える状況で、小規模な体制の事業所が多い。
- 訪問介護のニーズは時間帯によっては調整が難しく、また、訪問介護員の高齢化も進んでいるといわれており、今後はさらに人材が不足していくことが懸念される。

【施策の方向性】

- 訪問介護員の人材育成のため、訪問型サービスA従事者養成研修の継続的な実施
- 介護サービス事業所とのマッチングやマンパワーセンターと連携した介護人材登録制度の案内

3. 給付の状況

在宅サービス(訪問系サービス)

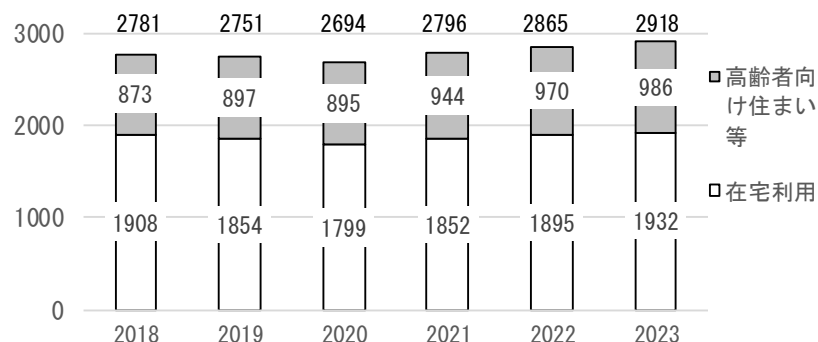
(参考) 訪問介護「同一建物減算」の状況

(出典)各年6月サービス提供分の給付実績データから集計

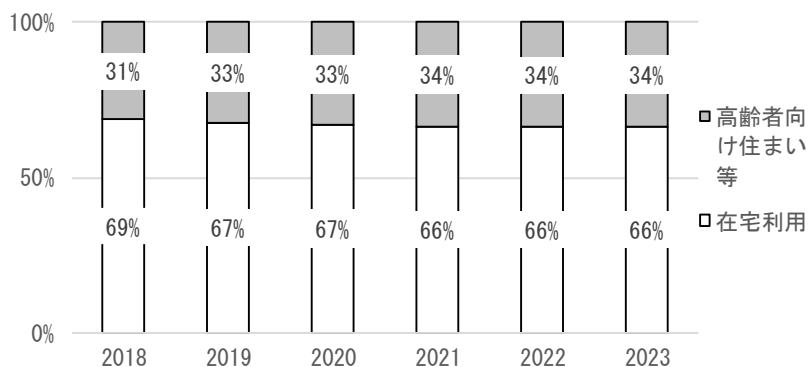
訪問介護の同一建物減算・・・訪問介護事業所と同一敷地、隣接敷地、同一建物に居住する利用者に提供した場合、及び同一建物に20人以上居住する場合には減算となる

※住宅型有料老人ホームやサービス付高齢者住宅に併設された訪問介護事業所等が対象

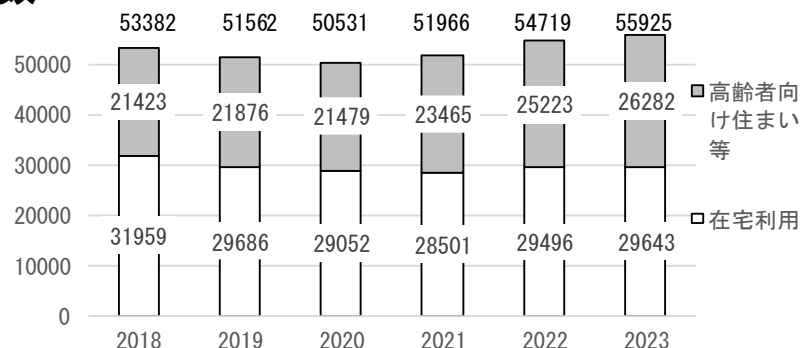
◆件数



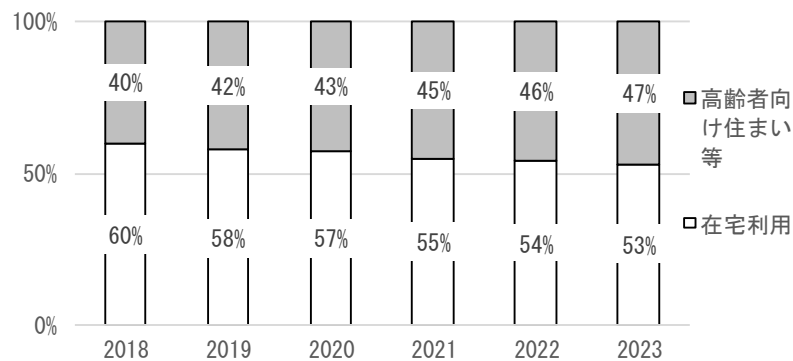
(割合)



◆回数



(割合)



- ・件数、回数ともにコロナの影響で一時的に若干減少したが、在宅利用、高齢者向け住まいともに微増傾向に転じており、回数は高齢者向け住まいの方の伸びが大きい。
- ・2023年(令和5年)では、高齢者向け住まいの割合は、件数は34%であるが、回数は47%となっている。
- ・件数の割合は大きな変化はないが、回数の割合は在宅利用が漸減し、高齢者向け住まいが漸増している。

3. 給付の状況

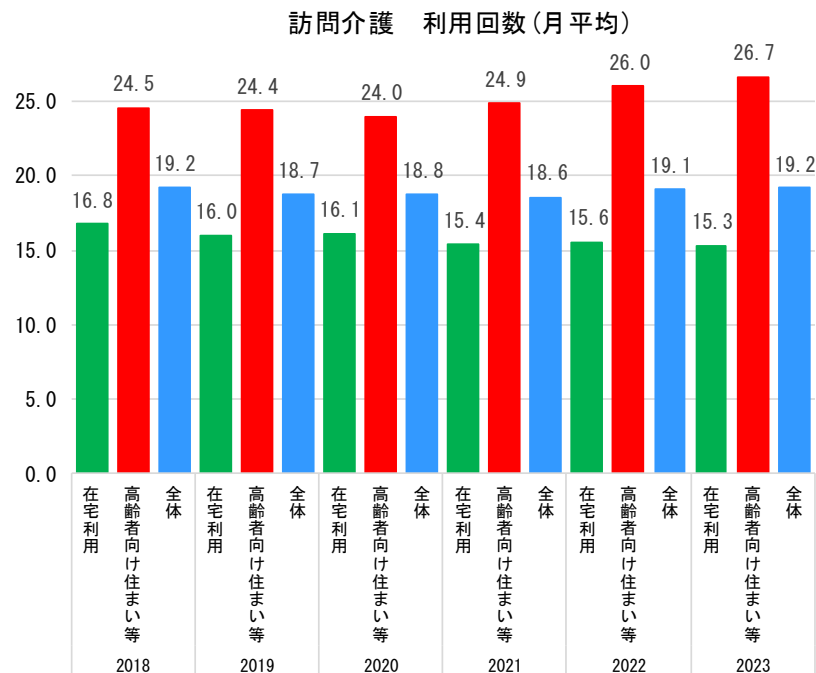
在宅サービス(訪問系サービス)

(参考) 訪問介護「同一建物減算」の状況

(出典) 利用回数: 令和5年6月サービス提供分の給付実績データから集計

■ 1か月の受給者1人あたりの介護度別利用回数

年	利用形態	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全体	住まい/在宅
		2018	在宅利用	11.4	14.6	18.7	24.7	
高齢者向け住まい等	12.7	16.5	23.4	31.0	38.7	24.5	19.2	
全体	11.7	15.1	20.4	28.0	35.1	19.2		
2019	在宅利用	10.1	14.3	18.5	24.5	31.4		16.0
高齢者向け住まい等	11.5	15.5	25.9	31.9	39.6	24.4	18.7	
全体	10.4	14.6	21.2	28.2	35.3	18.7		
2020	在宅利用	10.7	14.6	18.1	24.9	31.3		16.1
高齢者向け住まい等	11.8	15.2	22.0	30.9	41.8	24.0	18.8	
全体	10.9	14.7	19.7	28.0	36.5	18.8		
2021	在宅利用	10.4	13.0	18.4	22.5	29.8		15.4
高齢者向け住まい等	11.2	13.0	22.9	31.7	44.6	24.9	19.1	
全体	10.6	13.0	20.2	27.2	37.5	18.6		
2022	在宅利用	9.9	12.8	18.5	22.9	32.9		15.6
高齢者向け住まい等	12.7	13.6	24.2	31.5	44.0	26.0	19.2	
全体	10.4	13.1	20.8	27.3	38.7	19.1		
2023	在宅利用	10.0	12.5	17.5	21.9	33.2		15.3
高齢者向け住まい等	12.4	15.1	26.2	33.6	40.9	26.7	19.2	
全体	10.4	13.2	21.3	27.9	37.1	19.2		



- ・ 1人あたりの利用回数は、コロナの影響で一時的に若干減少したが、全体としては微増傾向に転じている。
しかし、在宅利用:微減傾向、高齢者向け住まい:微増傾向となっている。
- ・ 1人あたりの利用回数は、在宅利用より高齢者向け住まいの方が多く(H30:1.47倍→R5:1.74倍)、その差が年々広がりがつつある。

3. 給付の状況

在宅サービス(訪問系サービス)

■ 訪問リハビリテーション・訪問看護

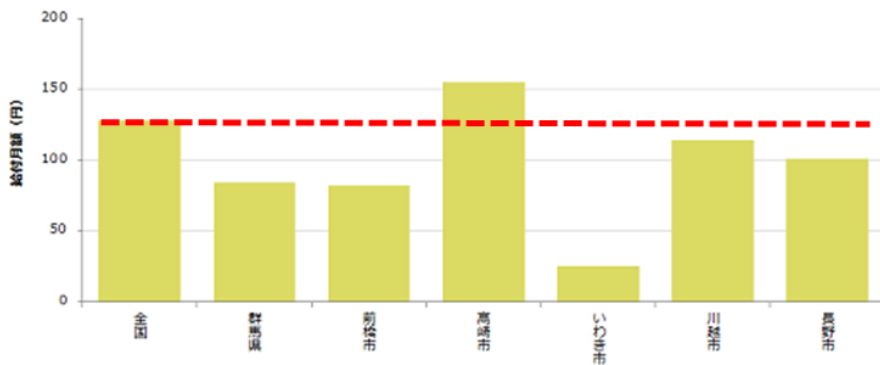
● 訪問リハビリテーションの現状

- 第1号被保険者1人あたりの給付月額と比較対象自治体で二番目に少なく、全国平均の約6割である。
- 人口10万人あたりのサービス提供事業所数も、同様に二番目に少ない状況である。
- 国の介護給付費分科会資料では、全国的に利用者数が増加している傾向がある(特に軽度者)。

※ただし、請求情報から集計されたものであり、実際の事業所数とは異なる。

第1号被保険者1人あたり給付月額(訪問リハビリテーション)

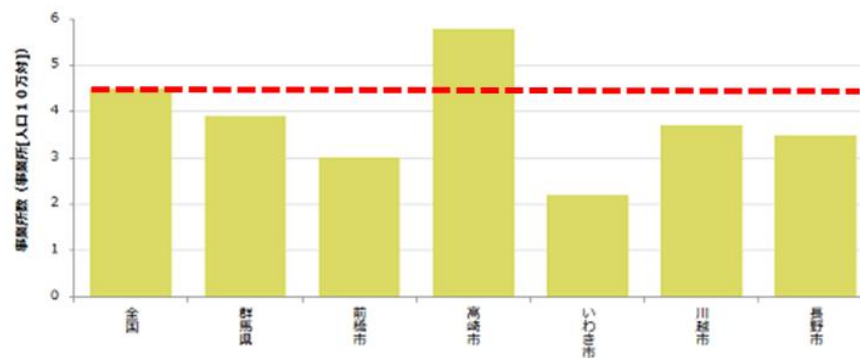
■ 第1号被保険者1人あたり給付月額(訪問リハビリテーション)



(単位) 令和4年(2022年)
(出所) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3,4,5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

サービス提供事業所数(訪問リハビリテーション)

■ サービス提供事業所数(訪問リハビリテーション)(人口10万対)



(単位) 令和3年(2021年)
(出所) 厚生労働省「介護保険施設データベース」および厚生労働省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

3. 給付の状況

在宅サービス(訪問系サービス)

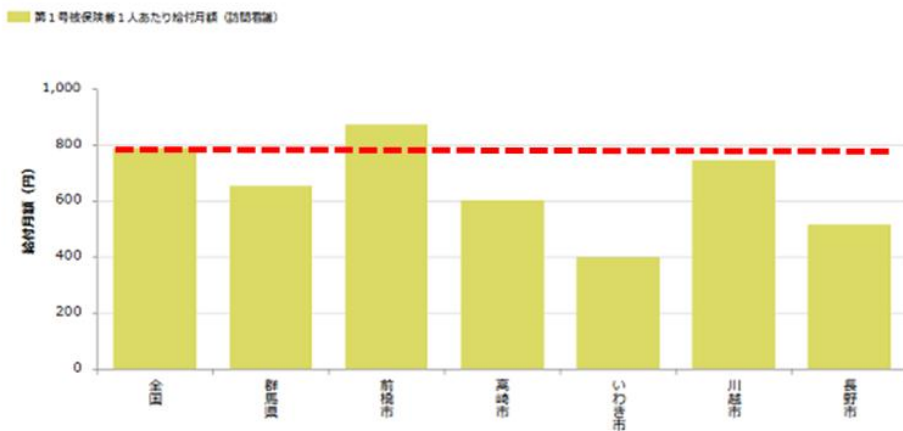
■ 訪問リハビリテーション・訪問看護

● 訪問看護の現状

- 第1号被保険者1人あたりの給付月額と比較対象自治体で一番多い状況で、全国平均の約1.1倍となっている。
- 人口10万人あたりのサービス提供事業所数も同様に一番多い状況であり、全国平均の約1.3倍となっている。
- 要介護度別の受給率も全国平均より高い。
- 群馬県内の中では給付月額・事業所数ともに多い状況であり、また、国の介護給付費分科会資料では、全国的に事業所数・利用者数ともに増加している傾向である。
- リハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)による訪問看護も行われており、訪問リハビリテーションの供給量不足を補完する役割を果たしている。

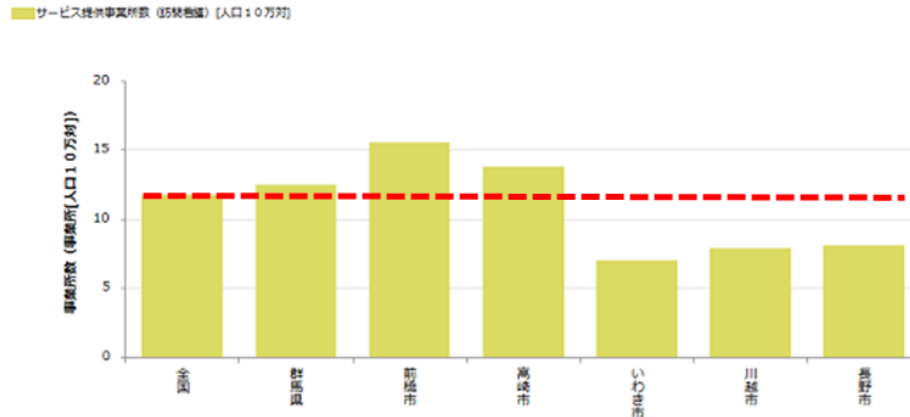
⇒訪問看護の中でリハビリ専門職による訪問看護の占める割合:22.7%(令和5年6月サービス提供分の給付実績データから集計)

第1号被保険者1人あたり給付月額(訪問看護)



(拠点) 令和4年(2022年)
(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(令和3、4、5年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

サービス提供事業所数(訪問看護)



(拠点) 令和3年(2021年)
(出典) 厚生労働省「介護保険給付データベース」および総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査」

● 訪問リハビリテーションの課題

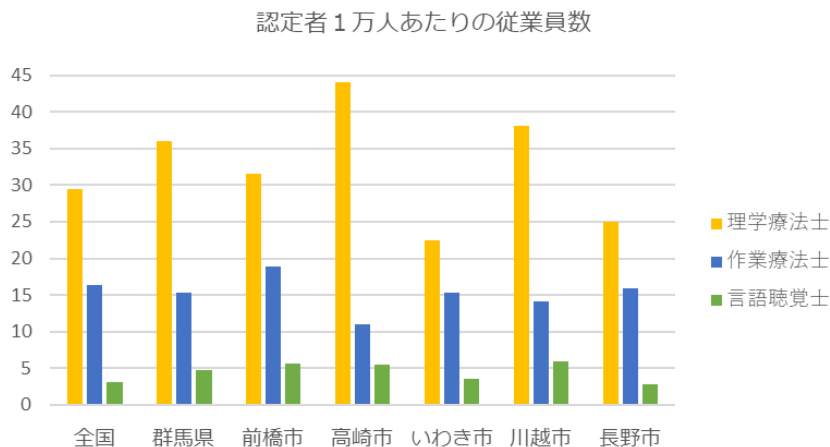
- サービス提供事業所数および給付月額も少ないが、利用者数が増加している傾向が見られることから、他のサービスからの補完を得ながら、サービス供給量を確保していくことが求められる(例:訪問看護)。

3. 給付の状況

リハビリ提供体制

■ リハビリテーション専門職数の状況

- 認定者1万人あたりのリハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の従業員数は、いずれも全国平均を上回っており、人材は確保されていると考えられる。

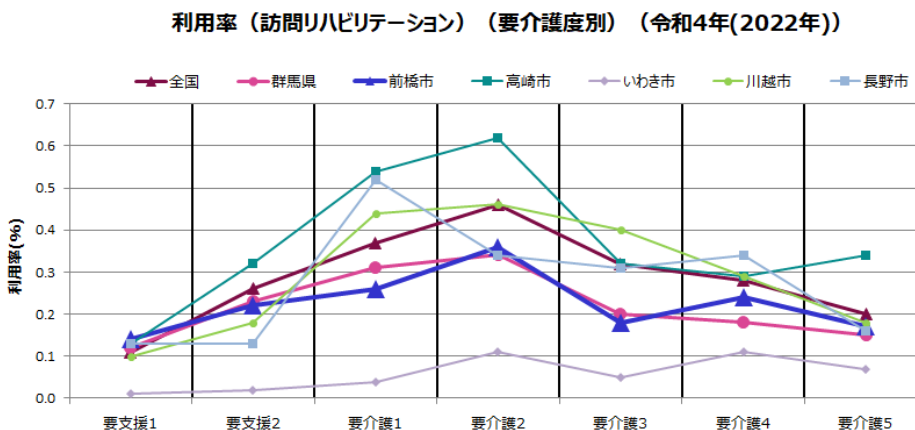


(時点) 平成29年(2017年)

(出典) 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」及び「介護保険事業状況報告」年報

■ 訪問リハビリテーション利用率の状況

- 訪問リハビリテーションの要介護度別利用率を比較すると、全国平均を下回っており、比較対象の中で2～3番目に低い。
- リハビリ専門職の全体数は多くいる一方で、訪問リハビリテーションのサービス提供事業所数は少なく、サービス利用率が低い。



(時点) 令和4年(2022年)

(出典) 厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和3,4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）

【施策の方向性】

- ・訪問リハビリテーションとそれを補完する訪問看護等のサービス提供により、引き続きリハビリ提供体制の維持に努める。
- ・要支援・要介護状態になる前の支援として、地域リハビリテーション活動支援事業を推進していく。

3. 給付の状況

在宅サービス(短期入所系サービス)

■ 短期入所生活介護

● 現状

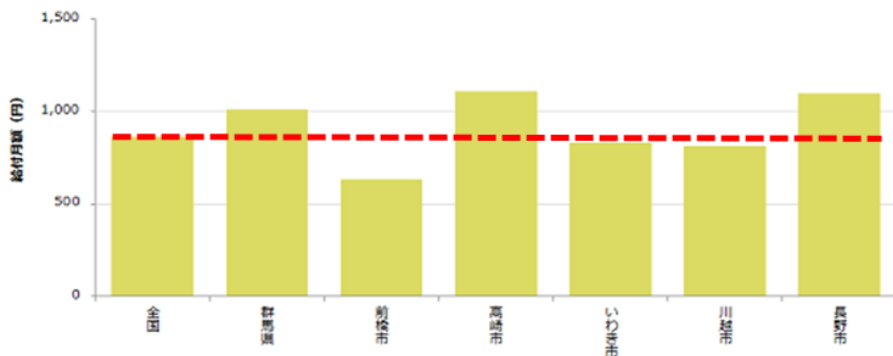
- 第1号被保険者1人あたりの給付月額是全国平均より低く約7割程度で、比較対象自治体で一番少ない状況である。
- 人口10万人あたりのサービス提供事業所数は、群馬県平均より少ないが全国平均と同程度である。

● 課題

- サービス提供事業所数に対して第1号被保険者1人あたりの給付月額が少ない理由の一つとして、介護付き有料老人ホームの整備や住宅型有料老人ホームなどの高齢者向け住まい等の増加により、利用ニーズが減少してきたことが考えられる。
- 一方、要介護1～要介護3のサービス利用者は引き続き多く、高齢者向け住まい等の入居ではなく一時的に入所が必要な在宅利用者や特別養護老人ホーム入所待機者には、引き続き利用ニーズがある。

第1号被保険者1人あたり給付月額(短期入所生活介護)

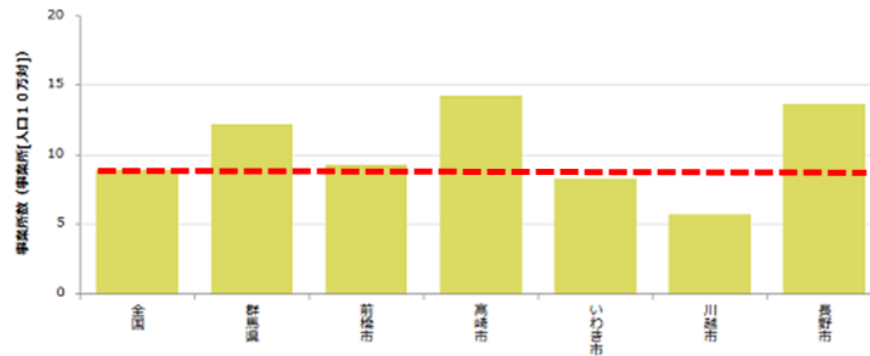
■ 第1号被保険者1人あたり給付月額(短期入所生活介護)



(注) 令和4年(2022年)
(出所) 厚生労働省「介護保険事業状況調査」年報(令和3、4、5年度のみ「介護保険事業状況調査」月報)

サービス提供事業所数(短期入所生活介護)

■ サービス提供事業所数(短期入所生活介護)(人口10万対)



(注) 令和3年(2021年)
(出所) 厚生労働省「介護保険施設データベース」および国勢調査「住居事業台帳に基づく人口、人口移動及び世帯数調査」

【施策の方向性】現状程度の供給量を維持していく。

3. 給付の状況

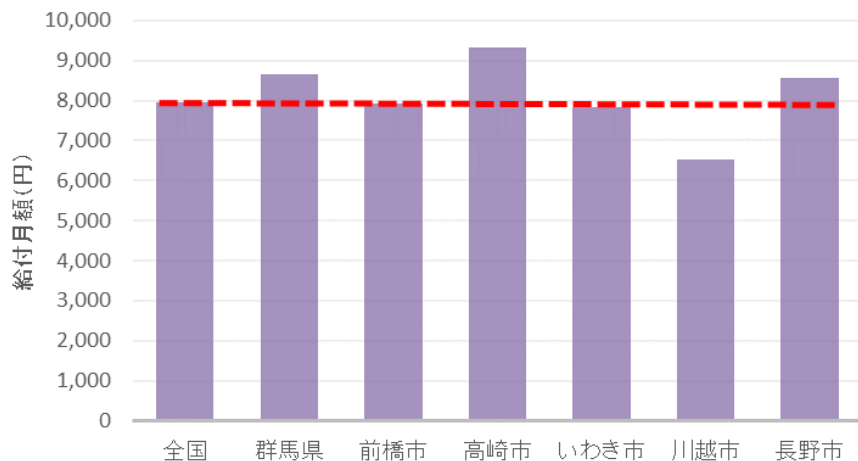
施設及び居住系サービス

■ 施設サービス

(介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院)

- 施設サービスは、群馬県平均より利用は少ないものの、全国平均と同程度で、比較対象自治体の平均値とほぼ同程度である。

第1号被保険者1人あたり給付月額(施設サービス)

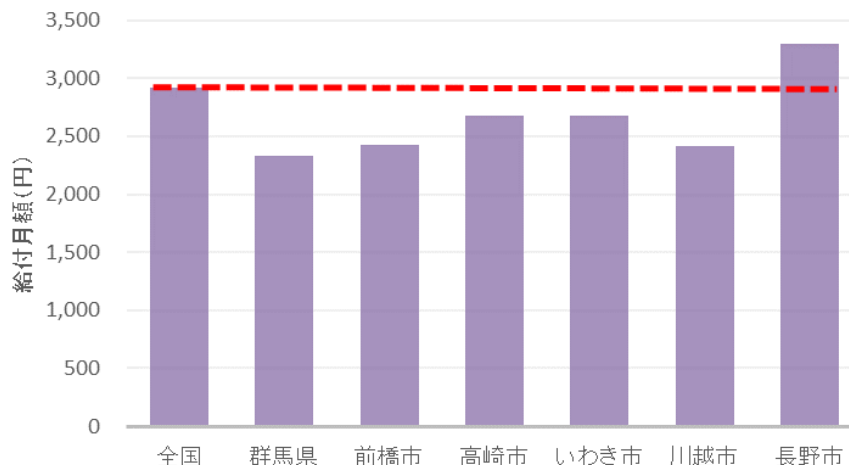


■ 居住系サービス

(特定施設入居者生活介護(介護付き有料老人ホーム)、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護(グループホーム))

- 居住系サービスは、群馬県平均をやや上回っているものの、比較対象自治体よりやや少なく、全国平均と比較すると、前橋市の利用は少ない。
- 居住系サービスについては整備計画を定めており、整備計画のない住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が増加している要因の一つの可能性はある。

第1号被保険者1人あたり給付月額(居住系サービス)



【施策の方向性】

- ・ (施設サービス) 現状程度の供給量を維持していく。
- ・ (居住系サービス) 住宅型有料老人ホーム等の介護付き有料老人ホームへの転換